〇近畿地方整備局告示第168号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年10月8日

近畿地方整備局長 山田 邦博

第1 起業者の名称 兵庫県

第2 事業の種類 二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事(左岸:兵庫県明石市魚住町西岡字鴨臺地内、右岸:同市魚住町清水字水田地内から左岸:同市魚住町清水字瀬戸川地内、右岸:同市魚住町清水字水田地内まで)並びにこれに伴う一般国道2号幣塚橋架替工事及び市道付替工事並びに関連工事に伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 兵庫県明石市魚住町清水字水田、字瀬戸川、字若宮ノ下及び字塚之脇並びに魚住町西岡字鴨臺地内
- 2 使用の部分 兵庫県明石市魚住町清水字水田、字瀬戸川、字若宮ノ下及び字塚之脇地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、左岸:兵庫県明石市魚住町西岡字鴨臺地内、右岸:同市二見町福里字山圃地内のJR山陽本線橋梁から、左岸:兵庫県明石市魚住町清水字瀬戸川地内、右岸:同市魚住町清水字水田地内の幣塚橋直上流までの延長760mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事並びにこれに伴う一般国道2号幣塚橋架替工事及び市道付替工事並びに関連工事に伴う附帯工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川瀬戸川水系瀬戸川改修工事」(以下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴い必要の生じた一般国道2号弊塚橋架替工事及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に掲げる国道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、関連事業の施行に伴う附帯工事として行う仮設迂回路設置工事については、法3条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川瀬戸川水系瀬戸川(以下「瀬戸川」という。)は、河川法第 5条第1項の規定に基づき兵庫県知事が指定した二級河川であり、同法 第10条第1項の規定に基づき兵庫県知事が河川管理者であることなどか ら、起業者である兵庫県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有 すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

瀬戸川は、その源を兵庫県神戸市西区神出町の丘陵地に発し、支川清水川を合流した後明石市内を貫流して播磨灘に注ぐ法河川延長4,11 0mの河川で、流域面積は約20.9kmの河川である。

瀬戸川流域の地形は平坦で、下流部の明石市内には、山陽電鉄、JR山陽新幹線、JR山陽本線、一般国道2号や第二神明道路などの幹線交通網が集中し市街地が形成され、周辺住民の生活と結びついた河川となっている。流域にもたらした過去の洪水としては、昭和36年の豪雨では魚住地区、二見地区で堤防が決壊、昭和51年の台風でも洪水被害が、平成23年の台風では一般国道2号弊塚橋において路面が陥没し人的被害も発生している。瀬戸川水系の治水対策は、昭和43年度より進められてきており、現在は、平成17年4月に瀬戸川水系河川整備基本方針が、平成19年12月に瀬戸川水系河川整備計画(以下「整備計画」という。)がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、基準地点であるJR山陽本線橋梁における河道配分流量210㎡/秒、支川清水川合流点から上流については120㎡/秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、整備計画に基づき、橋脚による河積阻害や河道が狭小なことなどから流下能力が低いため、洪水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間について、人命及び財産保護の観点から計画された河川改修工事であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、洪水による水害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程 度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境 影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の対象外 の事業であるが、起業者は低騒音・低振動機械を使用し、必要に応じ て騒音・振動対策を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら 工事を実施することとしている。また、本件事業により改変される起 業地に生息する可能性がある希少な動植物に与える影響について、平 成16年に生態系調査を実施しているが、起業者があらためて現地調査 を行い専門家の意見を踏まえながら最新の環境省レッドリスト等によ り任意で確認を行った結果によると、本件区間内の土地には、絶滅の おそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75 号)における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリ ストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ、兵庫県版レッドデ ータブックにAランクとして掲載されているヒラテテナガエビ、Bラ ンクとして掲載されているドジョウ及びミゾレヌマエビ、Cランクと して掲載されているキアシシギ、イソシギ及びツチガエル、要注目種 として掲載されているカワセミ、ジュウサンホシテントウ、アキアカ ネ、コオイムシ等が確認されている。このうち、オオタカについては、 本件区間付近の上空で飛翔する姿が確認されたが、本件区間では、営 巣が確認されておらず影響は極めて小さいとされている。底生生物で あるメダカ、ドジョウ、ツチガエル及びコオイムシについては、工事 中の濁水を軽減する処置を行うとともに、生息が確認された場合には 改変区外へ個体の移動を図ることとしている。その他の動物について は生息地の一部が改変されるが、同様の生活環境は周辺に広くみられ ることから、これらの種への影響は極めて小さいとされている。これ らの種について工事による改変箇所で生息が確認された場合には、起 業者は専門家の指導助言を得ながら必要に応じて保全措置を講じるこ ととしている。

植物については、兵庫県版レッドデータブックにCランクとして掲載されているサデクサ及びゴキヅルが確認されているが、これらの種の生育に適した環境は事業施行後も周辺に広く残されていることから、本件事業がこれらの種の生育環境に及ぼす影響は極めて小さいとされている。これらの種について工事による改変箇所で生育が確認された場合には、起業者は専門家の指導助言を得ながら必要に応じて保全措置を講じることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、橋脚による河積阻害や河道が狭小なことから流下能力が低く、洪水による災害の危険性が極めて高い本件区間について、洪水による水害の軽減を図ることを主な目的として両岸引堤を行う事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、現況河道の両岸を引堤することにより河積の確保を図る両岸引堤案(以下、「申請案」という。)、現況河道内で河床掘削を行い河積の確保を図る河床掘削案、現況河道の左岸のみを引堤することにより河積の確保を図る左岸引堤案、現況河道の右岸のみを引堤することにより河積の確保を図る右岸引堤案の4案について検討が行われている。申請案と他の3案とを比較すると、申請案は、両岸を引堤することから、河川環境に配慮した施工が必要となるものの、他の引堤案に較べ沿川の住家等からより離れた施工となり、また、河床掘削案のような改修済み区間の再改修等の必要はなく施工性に優れること、支障物件もなく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業の施行に伴う一般国道2号幣塚橋架替工事及び市道の付替工事並びに関連工事の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越 すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、橋脚による河積阻害や河道が狭小なことなどから流下能力が低く洪水による災害の危険性が極めて高い本件区間について、洪水による水害を軽減し、人命及び財産保護の観点から、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、瀬戸川沿川の自治会、中学校、小学校等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲 にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は 使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 兵庫県明石市役所